

## 第17章 被災者生活の安定・再建

本章では、地震時に混乱が生じた場合、人心の安定と社会秩序の維持及び生活の安定・再建等を図るため、関係防災機関と協力し実施する対策について定める。

### 【構成】

17-1 住宅障害物の除去

17-2 り災証明の発行

17-3 被災住宅の応急修理

17-4 応急仮設住宅の供給

17-5 災害公営住宅の建設

17-6 学校園における応急対応及び教育再開

17-7 災害見舞金等配分システム

17-8 義援金の受入れ・配分

17-9 災害応急資金の融資

17-10 税・使用料等の減免

17-11 物価の調査・監視

17-12 産業の復旧

実施担当部	担当業務
会計部	・義援金の受入れに関する事
行財政部	・被害家屋の判定基準及び被害家屋調査に関する事 ・税・使用料の減免に関する事
市民参画推進部	・物価の調査・監視に関する事
保健福祉部	・災害見舞金及び義援金の配分に関する事 ・災害援護資金に関する事 ・被災者生活再建支援金に関する事
経済観光部	・中小企業災害復旧資金に関する事 ・産業の復旧に関する事
建設部	・住宅障害物の除去に関する事
住宅都市部	・被災住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅に関する事 ・災害公営住宅に関する事
消防部	・り災証明(火災によるもの)に関する事
学校部	・学校園における応急対応と教育再開に関する事
区本部	・り災証明の発行に関する事 ・災害見舞金の支給及び義援金の受入れ及び配分に関する事 ・被災者生活再建支援金に関する事

**17-4 応急仮設住宅の供給**

1. 入居対象者

(1) 入居資格

以下の事項の全てに該当する被災者とする。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者
- ④ 被災時に神戸市に居住していた者(住民登録の有無は問わない)

(2) 入居者の選定

災害の規模に応じて、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査し、入居者の選定基準を定め、入居者選定の適正を図る。

2. 供与の実施主体

応急仮設住宅の供与は、災害救助法が適用された場合、県知事が実施する。なお、災害状況によっては、県知事の委任を受けて市長が実施する。

3. 応急仮設住宅の供与（県知事の委任を受け、市長が実施する場合）

(1) 被災状況の調査

応急仮設住宅の供与、住宅応急修理、及び災害公営住宅建設のため、以下の区分で被災状況の調査を実施する。なお、第1次、第2次調査とも、住宅都市部、区本部が十分協議し、連絡を密にして実施する。

- ① 第1次調査〔区本部・住宅都市部〕…災害救助法に基づく災害発生時の調査
- ② 第2次調査〔住宅都市部〕…第1次調査結果を基礎とした災害後の調査

(2) 建設戸数の決定

- ① 災害救助法が適用された場合、原則として、全壊、全焼又は流失世帯の合計数の3割以内とする。
- ② 被害の程度その他の事情から、法適用市町全体の3割の範囲内で、知事権限において当該市町間で供給戸数の融通ができる。

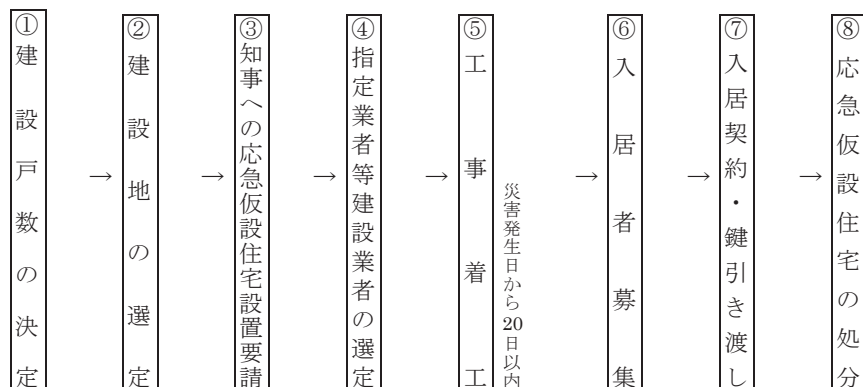


図 17-4-1 応急仮設住宅の建設フロー(災害救助法適用)

## ■ 地震・津波対策編

### [応急対応計画] 17. 被災者生活の安定・再建

#### (3) 設置戸数の引上げ

被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要がある場合、県知事は、応急仮設住宅設置期間内に以下の項目を申請し、内閣総理大臣の承認を得て設置戸数を引き上げることができる。

- ① 設置戸数の引上げ数及び総数並びに全壊世帯数合計との割合
- ② 設置戸数引上げを必要とする理由
- ③ 全壊世帯に対する住宅復旧計画
- ④ 応急仮設住宅入居予定者数
- ⑤ その他必要な事項

なお、必要に応じ公営住宅等の空き住戸を、応急住宅として活用を図る。

#### 4. 応急仮設住宅の建設

##### (1) 建設場所

り災者が相当期間居住することを考慮し、交通、上下水道、教育、保健衛生、地域のコミュニティ等を併せて考慮したうえで、建設場所を決定する。

なお、平常時から応急仮設住宅を建設できる用地を検討し、あわせて建物配置及び地域的配置計画等を策定しておく。また、地震発生時においては、災害時空地管理システムにより建設用地を確保する。

##### (2) 着工

地震発生の日から20日以内に着工する。

##### (3) 着工期間の延長

やむを得ない事情により工事着工期間を延長する場合、県知事は、応急仮設住宅の着工期間（地震発生の日から20日以内）に、下記の申請事項を添えて内閣総理大臣の承認を受け、必要最小限の延長ができる。

- ① 延長の期間（必要最小限度の期間）
- ② 期間の延長を要する地域
- ③ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）

##### (4) 供与期間

建設工事が完了した日から2年以内とする。

##### (5) 応急仮設住宅の建設に当たっての配慮事項

阪神・淡路大地震の教訓をふまえ、応急仮設住宅の建設に当たっての配慮事項を以下に示す。

###### ① 生活利便施設の併設

応急仮設住宅地内に、規模に応じて以下のような生活利便施設の併設に配慮する。

- ア ごみステーション
- イ 団地案内板
- ウ 通路の照明
- エ 集会所（ふれあいセンター等）
- オ 自動販売機

② 高齢者・障害者用応急仮設住宅(地域型仮設住宅)

災害の規模に応じて、手すり、車椅子用斜路等高齢者や障害者の利便を考慮したバリアフリー住宅の供給に配慮する。

③ 仮設住宅の規格

大規模災害が発生し、応急仮設住宅の建設用地が不足する場合、世帯人員や要援護者など世帯の状況にあった間取り等に配慮するとともに、2階建の応急仮設住宅の建設を検討する。

④ 災害時応急仮設住宅用地の確保と市民周知

応急仮設住宅用地として活用を図ることが計画される公共用地等には、災害時の利用内容について、平常時から看板等により市民への周知を図る。

5. 民間賃貸住宅の借上げ

被災状況、地域の実情等、必要に応じて民間賃貸住宅を借上げて供給する。  
また、平時から業界の協力を得られるよう努める。

6. 経費の負担

災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅に係る経費を「兵庫県災害救助法施行細則」に定める限度額内で県が負担する。

7. 応急仮設住宅の管理

(1) 管理運営

市長は、知事からの委任を受け、災害救助法による応急仮設住宅の管理・運営を行う。

市長は、入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めると共に、特に以下の施策の積極的な活用を図る。

- ① 公営住宅及び都市再生機構等による住宅の設置または優先入居
- ② 各種貸付制度等による住宅資金の斡旋
- ③ 社会福祉施設等への収容

(2) 応急仮設住宅の管理に当たっての配慮事項

① 生活必需品の支給

応急仮設住宅に入居する際に、今後の自立した生活を支援するため、生活必需品を支給する。  
(阪神・淡路大震災時の支給例)

毛布、枕、タオル、茶碗、お碗、箸、皿、鍋、包丁、まな板、しゃもじ、やかん、塩、しょうゆ、石鹸、洗面器、バケツ、マッチ、こたつ等

② 応急仮設住宅住民へのケア

応急仮設住宅へ入居した独り暮らしの高齢者等へは、保健師の巡回を行い、訪問ヘルパー等を派遣するなど、ケアに努める。

8. 応急仮設住宅の衛生対策

応急仮設住宅での衛生対策として、保健所は住民に対して薬剤散布方法等の指導を行うとともに、衛生講習会、相談会等を行う。

9. 応急仮設住宅の処分

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、知事が処分を行う。

## ■ 地震・津波対策編

### [応急対応計画] 17. 被災者生活の安定・再建

#### 10. 応援協定

市長は、応急仮設住宅の建設や、仮設住宅等入居事務について、事前に協定を締結している独立行政法人都市再生機構西日本支社へ必要に応じて協力を要請する。

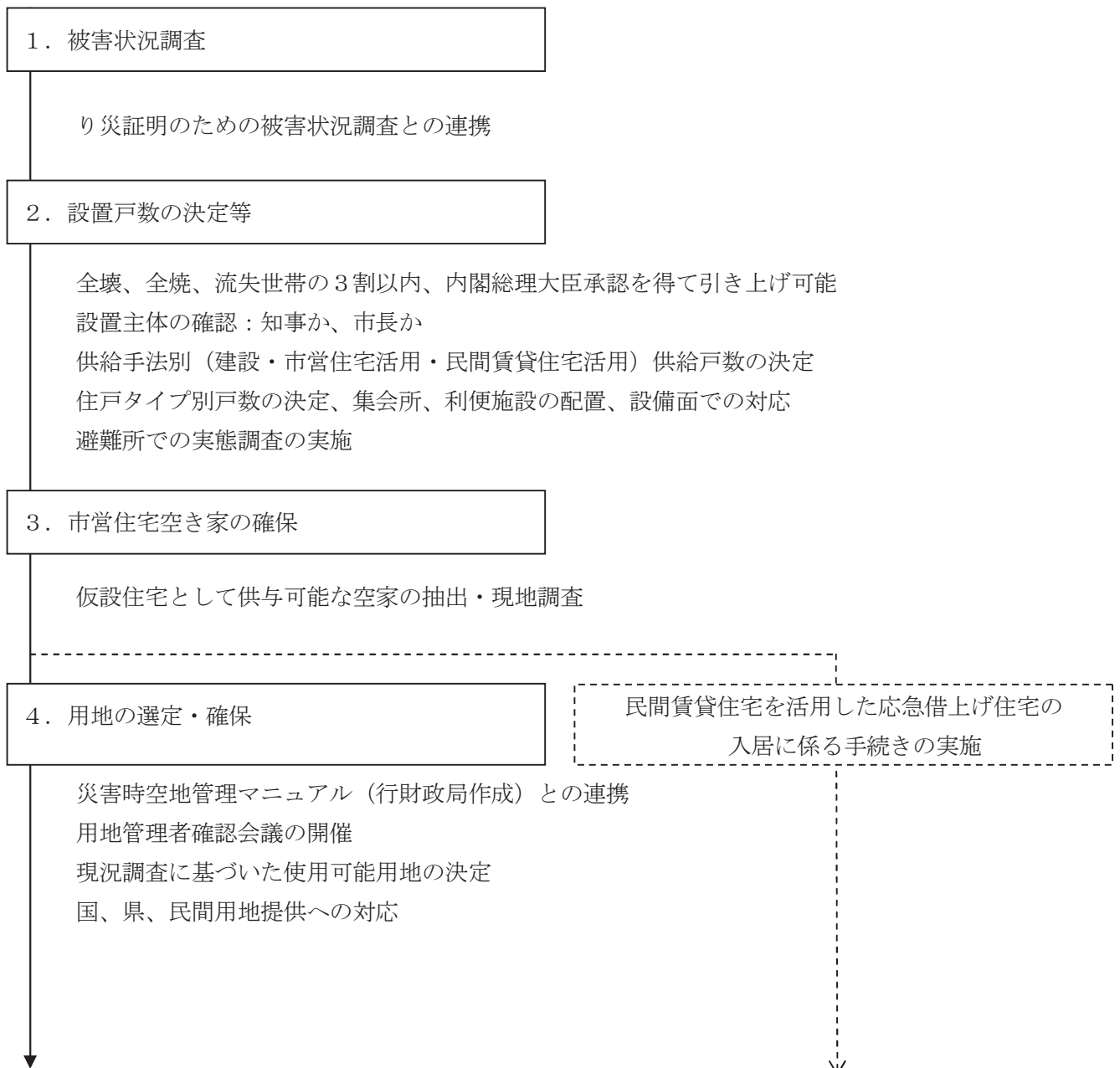
## 36. 応急仮設住宅マニュアル

責任者	住宅都市局総務課長	井原 一朗 (内線 4510)
	副責任者	住宅都市局総務課総務係長

### 1. 目的

このマニュアルは、応急仮設住宅に関することすべてについて、阪神・淡路大震災の経験と反省を込めて策定するものであり、今後の災害発生時に迅速かつ円滑に対応できるよう、基本的な方針と必要と想定される事務を定めるものである。

### 2. 事務処理のフロー図（災害発生後）



5. 設計・発注

事前の準備：仕様の検討と一般図の作成  
 木杭腐食対策、高齢者・障害者対策、プライバシー確保対策等  
 災害発生時：建設主体の確認：県か、市か  
 仕様の確定  
 災害発生から 20 日以内の着工、厚生労働大臣承認を得て延長可能

6. 入居対象者の決定

入居資格の確定  
 優先順位、割合の決定

7. 募集

常設の相談窓口の設置  
 広報→応募→抽選→審査→契約・鍵渡し  
 高齢者・障害者向け地域型仮設については個別の受付

8. 管理・保全

管理のための別組織の立ち上げ  
 苦情・要望に関する 24 時間受付窓口の開設  
 在宅福祉施策との連携  
 コミュニティの育成

9. 処分

入居者との協議  
 用地所有者との協議  
 仮設住宅の撤去、用地の現状回復  
 応急借上げ住宅の退去に係る手続きの実施